

離婚届を提出する **前** に確認すべきポイント

check	離婚届を提出する前、一般的には次のような確認が必要です。
<input type="checkbox"/>	①離婚の種類 夫婦の話し合いで離婚することを協議離婚といいます。協議離婚は、離婚届を提出することにより成立します。必ず夫婦の意思が合致していなければなりません。お互いの意思を確認してください。夫婦間の話し合いで解決できない場合は、家庭裁判所で話し合いを進めることが可能です。
<input type="checkbox"/>	②離婚後の氏 婚姻により氏を変更した者は、原則として離婚により婚姻前の氏に戻ります。離婚後も婚姻中の氏を名乗る場合は、離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）を提出します。この届は、離婚届と同時に提出することも、後日別途提出することもできます（離婚日から3ヶ月以内に限り、3ヶ月を超える場合は家庭裁判所の許可を得てから市役所で氏の変更届（戸籍法107条1項の届）を提出してください）。 ※戸籍法77条の2の届を離婚届と同時にまたは離婚日から3か月以内に提出した後に婚姻前の氏への変更を希望する場合は、家庭裁判所の許可を得てから市役所で氏の変更届（戸籍法107条1項の届）を提出してください。
<input type="checkbox"/>	③離婚後の本籍 婚姻により氏を変更した者について、離婚により、もとの戸籍に戻るのか、新しい戸籍を作るのかを決めます。新しい戸籍を作る場合の筆頭者はご自身になります。 ※離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）を提出する場合は、ご自身が筆頭者になって新しい戸籍を作ることになります。
<input type="checkbox"/>	④親権者 未成年の子どもがいる場合、夫婦で話し合っ親権者を決めます。協議離婚の場合、親権者が決まっていなければ離婚届は受理されず、離婚することはできませんが、親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている場合は受理できます。また、親権を決めても子どもの戸籍は異動しません。異動するには、家庭裁判所の許可を得てから市役所で入籍届を提出します。
<input type="checkbox"/>	⑤離婚届 離婚届は各市役所に置いています。全国統一の様式です。様式の紙の大きさはA3です。離婚される場合、人それぞれいろいろなケースがありますから、離婚届を取りに行かれた時に窓口で説明を聞かれることをお勧めします。離婚届を提出するのは、夫婦の本籍地または届出人の住民登録をしている市役所です。
<input type="checkbox"/>	⑥証人 協議離婚の場合は、成年(日本人の場合は18歳以上)の証人2人が必要です。署名は、必ず証人本人にしてもらう必要があります。また、住所や本籍についても記入してもらうので事前に確認してもらう必要があります。
<input type="checkbox"/>	⑦持参するもの <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類（運転免許証やパスポートなど） ・調停離婚、和解離婚、認諾離婚の場合は、調停調書、和解調書、認諾調書の謄本 ・審判離婚の場合は、審判書の謄本と確定証明書 ・判決離婚の場合は、判決書の謄本と確定証明書
<input type="checkbox"/>	⑧不受理申出 夫婦のどちらかが一方的に離婚届を提出することを防ぐため、離婚届不受理申出の制度があります。「離婚届不受理申出」を行っておくと、夫婦の一方が離婚届を提出しても、市役所は離婚届を受理しませんので、離婚することはできません。申出をされる場合は本人確認書類を持参のうえ、直接市役所の窓口へお越しください。
<input type="checkbox"/>	⑨提出 離婚届の受付後は、内容の確認や離婚後の説明、関係する手続きなどかなりの時間を要します。ご提出の際には、時間に余裕をもってお越しください。夫婦の一方が離婚届を提出した場合は、来られていない方に後日郵送で離婚届が受理されたことをお知らせします。

摂津市役所市民課

06-6383-1111